

令和5年矢板市議会定例会

第390回定例会議

議 案 書

令和5年9月

矢 板 市

令和5年矢板市議会定例会第390回定例会議提出議案

- 議案第 1 号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第4号）・・・P 1
- 議案第 2 号 令和5年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）・・・P 1
- 議案第 3 号 令和5年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算・・・P 1
（第1号）
- 議案第 4 号 令和5年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）・・・P 1
- 議案第 5 号 令和5年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）・・・P 1
- 議案第 6 号 令和4年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について・・・P 2
- 議案第 7 号 令和4年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定・・・P 3
について
- 議案第 8 号 令和4年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の・・・P 4
認定について
- 議案第 9 号 令和4年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算・・・P 5
の認定について
- 議案第 10号 令和4年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業・・・P 6
特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 11号 令和4年度矢板市水道事業会計決算の認定について・・・P 7
- 議案第 12号 令和4年度矢板市下水道事業会計決算の認定について・・・P 8
- 議案第 13号 矢板市森づくり条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・P 9
- 議案第 14号 矢板市印鑑条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・P17
- 議案第 15号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運・・・P20
営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 16号 矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部・・・P23

改正について

議案第17号 矢板市空家等審議会条例の一部改正について・・・P29

議案第18号 教育委員会委員の任命同意について・・・P32

議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・・P33

議案第20号 令和4年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分・・・P34

について

議案第21号 令和4年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処・・・P35

分について

議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 2 号 令和 5 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第6号

令和4年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度矢板市一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第7号

令和4年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 8 号

令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第9号

令和4年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第10号

令和4年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4
年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙の
とおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 1 1 号

令和 4 年度矢板市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 4 年度矢板市水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

議案第 12 号

令和 4 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度矢板市下水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第13号

矢板市森づくり条例の制定について

矢板市森づくり条例を、別紙のように定める。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市森づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、森づくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに森林所有者、市民、森林組合及び林業及び木材産業等事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな森林の保全及び創造並びに次世代への継承に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 市内に存する森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。
- (2) 多面的機能 木材その他の林産物の生産及び供給、土砂流出及び山地崩壊の防止、洪水軽減等の水源の^{かん}涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (4) 人工林 植栽、種まき又は挿し木により成立した森林（伐採跡地を含む。）をいう。
- (5) 天然林 人工林以外の森林をいう。
- (6) 森林所有者 森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、

若しくは育成することができる者をいう。

- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 森林組合 市内に所在する森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合をいう。
- (9) 林業及び木材産業等事業者 市内において森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者（森林組合を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 森づくりは、市、森林所有者、市民その他森林に関わる全ての者が連携して、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 森林の有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であることから、自然の仕組みを重視した長期的な展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた森林の適正な管理を実施することにより、多面的機能が高度に発揮される森づくりを推進すること。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進すること。
- (3) 豊かな森林資源とその循環利用が地域の活性化に寄与することから、まちづくりと一体となった森づくりを推進すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、国、県及び他の地方公共団体その他公共的団体等（以下「関係機関等」という。）との連携及び協力を図るものとする。

する。

(森林所有者の役割)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森づくりの重要性を深く認識するとともに、所有し、又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるものとする。

2 森林所有者は、所有し、又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、当該森林の管理方針を明らかにするよう努めるものとする。

3 森林所有者は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が市民共有の財産であることを認識するとともに、森づくりに関する取組に協力し、又は参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとする。

(森林組合の役割)

第7条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林の管理の中核的な担い手として、自らの責任において、木材その他の林産物の生産、供給等を通して森づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 森林組合は、当該組合員の森林の管理が適正に行われるように働きかけるとともに、計画的な森づくりを推進するよう努めるものとする。

3 森林組合は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業及び木材産業等事業者の役割)

第8条 林業及び木材産業等事業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用が可能な森づくりに努めるものとする。

2 林業及び木材産業等事業者は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林の把握)

第9条 市は、関係機関等、森林所有者、森林組合、林業及び木材産業等事業者等と連携し、森林の現況の把握及び境界の明確化、台帳の整備等に必要な措置を講ずるものとする。

(森林の適正な整備及び保全)

第10条 市は、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な整備及び保全を図るため、造林、保育その他の必要な措置を講ずるものとする。

(木材の利用の拡大)

第11条 市は、木材の利用の拡大を図るため、住宅等への活用の促進、市民に対する理解の促進、公共事業への利用の推進、加工流通体制の整備のための支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、木材の安定的な供給体制を整備するため、利用可能な木材資源の把握並びに林業生産基盤の整備及びその支援を行うものとする。

(まちづくりと一体となった森づくり)

第12条 市は、森林資源を生かしたまちづくりを推進するため、森づくりに関わる就業機会の確保、定住に対する支援、都市又は地域との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協働による森づくり)

第13条 市は、市民との協働による森づくりに推進するため、人工林、天然林を

問わず、森づくりに関する活動への支援、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民による森づくりに関する活動を行う団体が自発的に行う森づくりが促進されるよう、必要に応じて助言及び支援を行うものとする。

(森づくりの担い手の育成)

第14条 市は、関係機関等と連携し、森づくりの担い手となる人材及び事業者の育成を図るため、必要に応じて助言及び支援を行うものとする。

(森林環境教育及び木育の推進)

第15条 市は、市民が森づくりについて理解及び関心を深めることができるよう、森林環境教育及び木育を推進するものとする。

(森づくりの普及啓発)

第16条 市は、市民に対して、森づくりに関する意識を醸成するため、森づくりに関する普及啓発を行うものとする。

(森づくりビジョン)

第17条 市長は、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本構想（以下「森づくりビジョン」という。）を策定するものとする。

2 森づくりビジョンには、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 森づくりに関する目標及び基本方針

(2) 森づくりに関する施策の基本となる事項

(3) 森づくりを推進するための体制の整備に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、必要があると認めるときは、森づくりビジョンを変更することができる。

4 市長は、森づくりビジョンの策定及び変更にあたっては、森林所有者、市民、森林組合、林業及び木材産業等事業者等の意見を聴くものとする。

5 市長は、森づくりビジョンの策定及び変更をしたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(森づくりアクションプラン)

第18条 市長は、森づくりビジョンを実現するための行動計画（以下「森づくりアクションプラン」という。）を策定し、必要な具体的施策を定めるものとする。

2 市長は、森づくりに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、森づくりアクションプランを変更するものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、森づくりアクションプランの策定及び変更について準用する。

(財政上の措置)

第19条 市は、森づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森づくり協議会)

第20条 森づくりを推進するため、矢板市森づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 森づくりビジョン及び森づくりアクションプランの策定及び変更に関する事項

(2) 森づくりに関する基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、森づくりの推進に関し必要な事項

3 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 森林所有者
- (3) 市民
- (4) 森林組合
- (5) 林業及び木材産業等事業者
- (6) 関係機関等の職員

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第14号

矢板市印鑑条例の一部改正について

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例

矢板市印鑑条例（昭和51年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u></p> <p>_____を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号</p>

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号をいう。)その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項_____に規定する暗証番号をいう。)その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第15号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p>

(3)・(4) 略

2 略

(3)・(4) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部改正について

矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部を改正する条例

矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例（平成22年矢板市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第7条 エコモデルハウスの開館時間は、午前9時から<u>午後6時</u>までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第7条 エコモデルハウスの開館時間は、午前9時から<u>午後5時</u>までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p>
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第9条 エコモデルハウスを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他市長が公益上必要と認める事業を実施する者</u></p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第9条 エコモデルハウスを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは利用を許可しない。

(1)・(2) 略

(3) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。ただし、市長が公益上必要と認める事業を実施する場合を除く。

(4) 略

(5) 建物又は附属設備を破損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(6) 略

(利用料金)

第13条 エコモデルハウスの利用料金は、無料とする。ただし、第9条第5号に掲げる利用者については、利用料金を徴収することができる。

2 利用料金は、販売額の20%に相当する額以内の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号の_____に該当するときは利用を許可しない。

(1)・(2) 略

(3) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。

(4) 略

(5) 建物又は附属設備を破損_____又は汚損するおそれがあるとき。

(6) 略

(利用料_____)

第13条 エコモデルハウスの利用料金は、無料とする。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(1) 市が主催する行事に利用するとき。

(2) その他指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得たとき。

(利用料金の還付)

第15条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、やむを得ない理由により施設等の利用を中止した場合で指定管理者が還付することを適当と認めたときは、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、利用者が次の

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の

各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第11条各号のいずれかに該当するとき。

(3)～(5) 略

2 前項の規定により利用者に損害を生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

第17条 略

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、エコモデルハウスの利用に際して、故意又は重大な過失により施設等を破損し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

第19条・第20条 略

各号の一に該当すると認められるときは、利用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第9条各号の一に該当するとき。

(3)～(5) 略

2 前項の規定により利用者に損害を生じることがあっても、指定管理者は、その責を負わない。

第15条 略

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、エコモデルハウスの利用に際して、故意又は重大な過失により施設等を破損又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

第17条・第18条 略

(市長による管理)

第21条 略

2 前項の場合においては、第7条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第8条中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は特に必要があると認めるときは」と、第10条、第11条及び第14条から第16条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第2項中「市長の承認を得て指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 第1項の規定により、市長がエコモデルハウスの管理を行う場合においては、第5条及び第13条第3項の規定は適用しない。

第22条 略

(市長による管理)

第19条 略

2 前項の場合においては、第7条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第8条中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は特に必要があると認めるときは」と、第10条、第11条及び第14条_____の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と_____する。

3 第1項の規定により、市長がエコモデルハウスの管理を行う場合においては、第4条_____の規定は適用しない。

第20条 略

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第17号

矢板市空家等審議会条例の一部改正について

矢板市空家等審議会条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市空家等審議会条例の一部を改正する条例

矢板市空家等審議会条例（令和2年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、空家等対策に関する ことについて、市長の諮問に応じ、次 に掲げる事項を調査審議し、答申す る。</p> <p>(1) 空家等対策の推進に関する特別措 置法（平成26年法律第127号。 以下「法」という。）<u>第7条第1項</u> に規定する空家等対策計画に関する こと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>法第13条第2項並びに第22</u> <u>条第1項から第3項まで、第9項及</u> <u>び第10項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、空家等対策に関する ことについて、市長の諮問に応じ、次 に掲げる事項を調査審議し、答申す る。</p> <p>(1) 空家等対策の推進に関する特別措 置法（平成26年法律第127号。 以下「法」という。）<u>第6条第1項</u> に規定する空家等対策計画に関する こと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>法第14条第1項から第3項ま</u> <u>で、第9項及び第10項</u> <u>_____</u>に関する<u>こと</u>。</p>

<p>2 略</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長に<u>事故があるとき</u>、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p>	<p>2 略</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長に<u>事故あるとき</u>、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p>
--	---

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第18号

教育委員会委員の任命同意について

本市教育委員会委員として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]
氏 名 宮 本 福 徳
生年月日 [REDACTED]

議案第19号

固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]
氏 名 和 田 孝 男
生年月日 [REDACTED]

議案第20号

令和4年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金3億2,366万2,442円のうち500万円を減債積立金に、9,000万円を建設改良積立金に積み立て、1億3,707万686円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和5年9月1日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 21 号

令和 4 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金 6 億 4 8 1 万 2, 5 8 8 円のうち 5 億 8 1 万 1, 8 0 6 円を資本的収入額が資本的支出額に不足する額に補填し、残余を繰り越すものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎